株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年九月四日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年八月三日

東京都中央区築地五丁目二番一号

株式会社大祐

代表取締役　小林　誠一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年九月四日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年八月三日

長崎県大村市玖島二丁目一五四番地

西日本物産株式会社

代表取締役　中尾　友子

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社マルアイを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年八月三日

兵庫県高砂市伊保二丁目二番一号

株式会社マルアイカイム

代表取締役　井元　進

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である生駒民男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル二階

エア・パシフィック・リミテッド

日本における代表者　生駒　民男

限定承認公告

本籍千葉県いすみ市岬町中原二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　松治

右被相続人は平成二十一年一月二日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十二日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三日

千葉県茂原市千沢二二番地五

限定承認者　吉田　衣里

千葉市中央区中央三丁目一七番二号ライオンビル四階千葉銀座法律事務所

右代理人弁護士　井上　隆行

限定承認公告

本籍東京都墨田区東駒形一丁目一八番、最後の住所東京都墨田区東駒形一―一八―一五

被相続人　亡　中村　功

右被相続人は平成二十一年四月十一日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三日

東京都墨田区東駒形一―一八―一五

限定承認者　中村　久子

限定承認公告

本籍京都府向日市鶏冠井町稲葉二二番地一三、最後の住所京都府向日市鶏冠井町稲葉二二番地

被相続人　亡　長谷川　久

右被相続人は平成二十一年四月二十七日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十三日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三日

大阪府茨木市山手台六丁目一四番六号

限定承認者松野里緒

法定代理人親権者母　松野有里子

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年九月二日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年八月三日

東京都千代田区飯田橋四丁目五番一六号

株式会社プロフィットアンドアセット

代表取締役　久冨　寛

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年九月七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年八月三日

大阪市淀川区西中島六丁目五番三―六〇一号

株式会社ベリーケイ

代表取締役　土居　一広

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年七月二十六日の総社員の同意により、名称を一般社団法人土山中の町自治会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月三日

兵庫県姫路市土山二丁目一四番三八号

無限責任中間法人土山中の町自治会

代表社員　河田　豊

訂正公告

平成二十一年七月二十七日（号外第一五六号）掲載の株式会社サトー知識財産研究所に係る第二期決算公告（枠組）中、株主資本の金額「65,422」とあるは「65,442」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年八月三日

扱店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八下		五	木村　昌司	足立　敏之

平成二十一年五月二十八日掲載の福岡家庭裁判所直方支部に係る平成二十年（家）第一三三号失踪宣告中

（原稿誤り）

一六二	一〇	最後の住所福岡県直方市大字赤地1番地

平成二十一年七月十七日掲載の東大阪簡易裁判所に係る平成二十一年（ヘ）第一号除権決定中

（印刷誤り）

一七四	二〇	振出地　図智製鉄株式会社　代表取締役　坂東　貢

平成二十一年八月三日

東京都千代田区飯田橋四丁目五番一六号

株式会社プロフィットアンドアセット

代表取締役　久冨　寛

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年九月七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年八月三日

大阪市淀川区西中島六丁目五番三―六〇一号

株式会社ベリーケイ

代表取締役　土居　一広

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年七月二十六日の総社員の同意により、名称を一般社団法人土山中の町自治会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月三日

兵庫県姫路市土山二丁目一四番三八号

無限責任中間法人土山中の町自治会

代表社員　河田　豊

訂正公告

平成二十一年七月二十七日（号外第一五六号）掲載の株式会社サトー知識財産研究所に係る第二期決算公告（枠組）中、株主資本の金額「65,422」とあるは「65,442」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年八月三日

扱店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八下		五	木村　昌司	足立　敏之

平成二十一年五月二十八日掲載の福岡家庭裁判所直方支部に係る平成二十年（家）第一三三号失踪宣告中

（原稿誤り）

一六二	一〇	最後の住所福岡県直方市大字赤地1番地

平成二十一年七月十七日掲載の東大阪簡易裁判所に係る平成二十一年（ヘ）第一号除権決定中

（印刷誤り）

一七四	二〇	振出地　図智製鉄株式会社　代表取締役　坂東　貢

平成二十一年七月二十一日四国地方整備局告示第八十一号（道路に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
八下		終りから七	別表の	別表を

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
八上		終りから一四	(GENERAL	GENERAL

平成十九年五月十八日（号外第百二号）国土交通省告示第六百十五号（昭和五十六年建設省告示第千百号の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三九上		終りから八	第一第十号	第一第十二号
四〇	〃	一七	**別表二**	**別表第二**

四〇ページ上段別表第二中くぎの種類の項は次のとおりの誤り。

くぎの種類	くぎの間隔
N五〇	
GNF三二又はGNC三二	十五センチ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月三日付第一六二号二二ページ
◉官報郵送料のお知らせ　七月分（八ページ●同日付政府調達第一四〇号七二ページ）

月極一部当り）の郵送料二、四七二円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）